

誘導施設及び誘導区域等

居住や誘導に関する施設や区域の位置付けを示します。
 本市の商業・医療・行政等の都市機能が集約された「中心地区」、大学が集まる「学園地区」を拠点として、各拠点及びその周辺地域を公共交通等で連携し、徒歩でも移動可能なコンパクトなまちづくりを目指します。

凡例

(用途地域)	第一種低層住居専用地域	第二種住居地域	工業地域
	第二種低層住居専用地域	準住居地域	工業専用地域
	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域	
	第二種中高層住居専用地域	商業地域	
	第一種住居地域	準工業地域	

■ 都市機能誘導区域
■ 居住誘導区域

居住誘導区域

(居住誘導の基本的な考え方)
 暮らしを支える生活サービス機能や交通環境が確保され、歩いても暮らせる安全・安心な住環境の形成

- 講ずる施策
- ・低未利用地や既存ストックの利活用の促進
 - ・暮らしやすい環境整備と移住・定住の促進
 - ・雪に強く住みよい居住環境の形成
 - ・公共交通及び交通ネットワークの利便性の向上
 - ・自然災害への対応 など

都市機能誘導区域

(都市機能誘導の基本的な考え方)
 市街地や周辺地域との交通利便性が高い地域で、誘導施設が充実し、市民の暮らしを支えることが持続的に可能な拠点の形成

中心地区 医療、商業、行政施設など様々な都市機能が集積し、今後とも維持・充実が必要な区域

学園地区 学術拠点機能を有する大学の位置を踏まえて、今後も維持・充実が必要な区域

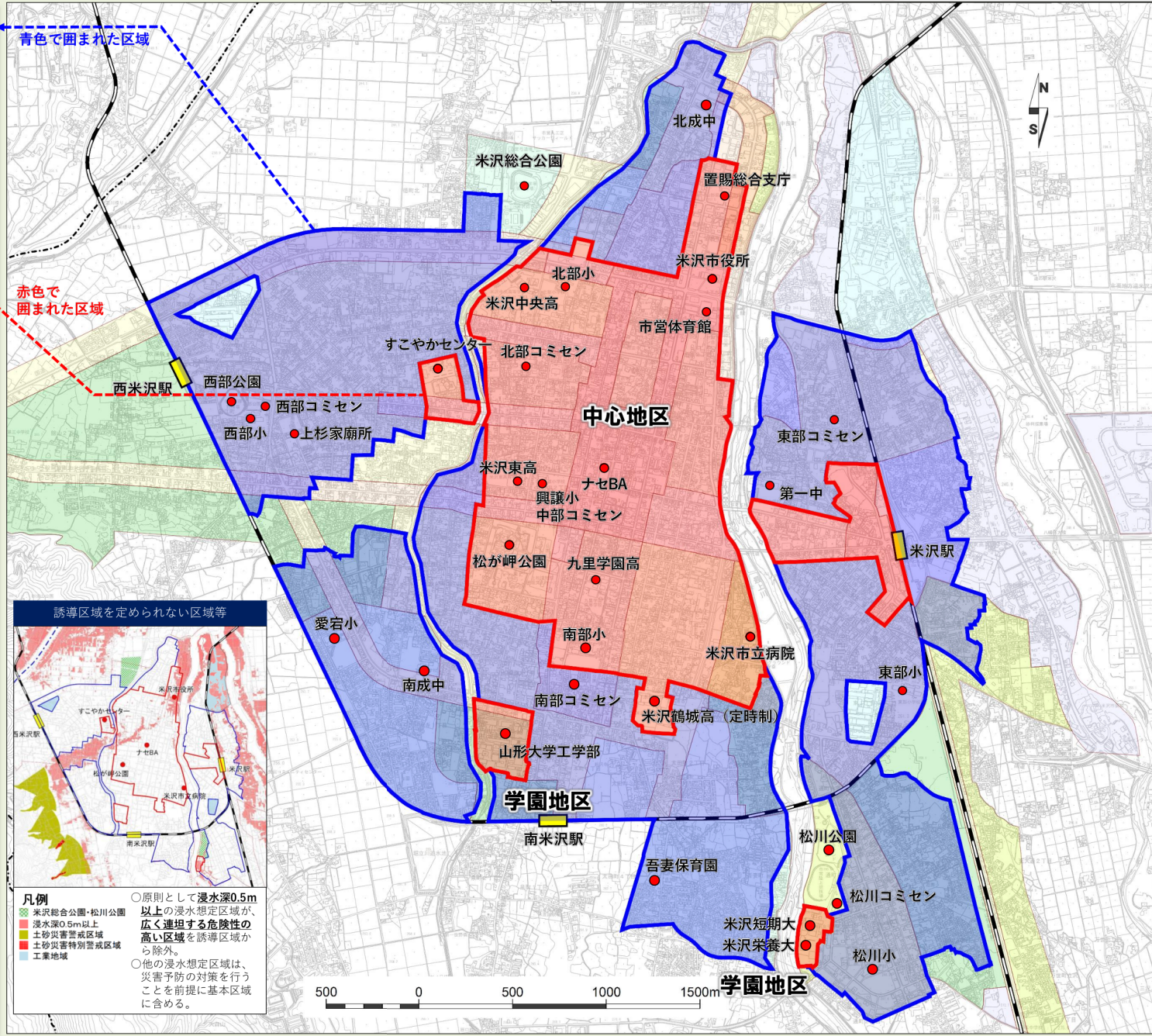
- 講ずる施策
- ・都市機能の施設整備
 - ・公共施設等総合管理計画と連携した公共施設の誘導
 - ・地域での健康な暮らしを支えるための施策
 - ・公共交通及び交通ネットワークの利便性の向上
 - ・中心地区の活力創出及び魅力の向上
 - ・学園都市・米沢の充実に向けた産学官民連携の強化
 - ・各種制度の活用による都市機能の誘導 など

誘導施設

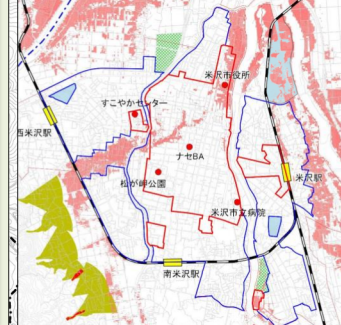
都市機能誘導区域内において将来にわたって維持・誘導していくことを前提に、その都市機能が都市機能誘導区域外に転出することで都市構造や公共交通の維持に影響を与える施設について、これを誘導施設に位置付けます。

誘導施設	病院	診療所	子育て支援施設	高等教養機関	図書館	博物館	文化施設	スポーツ施設	大規模小売店舗※1	金融機関※2	行政施設
中心地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学園地区	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-

※1…店舗面積が1,000㎡超の小売店舗 ※2…金融機関のうち地域を統括する店舗



誘導区域を定められない区域等



凡例

- 原則として浸水深0.5m以上の浸水想定区域が、広く連担する危険性の高い区域を誘導区域から除外。
- 他の浸水想定区域は、災害予防の対策を行うことを前提に基本区域に含める。

